

第 2 回  
浜坂町・温泉町  
合併協議会会議録

平成 15 年 11 月 12 日

浜坂町・温泉町合併協議会

## 第2回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成15年11月12日(水) 午後1時30分～午後4時47分

場 所 温泉町夢ホール

### 出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	竹中洋二
田中雅樹	谷口賢人

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
西村徹	川崎晴人

### 欠席者

なし

## 第2回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成15年11月12日（水）

13：30～

場 所：温泉町夢ホール

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

#### （1）協議事項

協議第5号（継続）合併の理念について

協議第10号 新町の事務所の位置について

協議第11号 新町の名称について

協議第12号 新町建設計画（その1）について

協議第13号 電算システム関係事業の取扱いについて

### 5 その他

#### （1）新町の将来像等に関するシート作成について

#### （2）第3回協議会の開催について

日時 平成15年12月17日（水）13：30～

場所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

#### 協議事項

- ・財産の取扱いについて
- ・条例・規則等の取扱いについて
- ・一部事務組合等の取扱いについて
- ・慣行の取扱いについて

### 6 閉 会

阪本事務局長 では、ただ今から第2回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。松元議長よろしくお願いいいたします。

松元議長 本日は寒さもだいぶ厳しくなっまいりまして、非常に何か冬が近づいてきたという感じでございますが、この協議会は、前回4日に引き続きましてきょうということで、非常に日にちが迫った中で実施されることになっております。熱を帯びてきて寒さも吹っ飛ばすかと、そんな思いをしておりますが、これからきょうからは基本項目へと次第に入っていくようになってまいります。前回から今回までの間にも、それぞれの町の住民からもいろんなお話が出てきていることと思っておりますが、きょうまたこうして新しく次の第2回目を持つことによって、それらの重要な案件をそれぞれ皆さんの意見を交えながら今後の2町の合併のあり方について十分討議していただきますようお願いしまして、開会のあいさつといたします。よろしくお願いいいたします。

続きまして、会長あいさつ、お願いします。

中村会長。

中村会長 皆さん、こんにちは。第2回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たりごあいさつを申し上げます。

11月も半ばを迎え、朝晩本当に寒さが身にしむ昨今となりました。衆議院選挙も終わりました、近く国会が開催をされようといましてあります。いずれにしましても国、県、また私どもの自治体、大変革期を迎えてあります。それは御承知のとおり厳しい、また特に地方自治体においては行政の変革を必至といましてあります。

本日は、協議会の委員さん全員おそろいをいただきまして、こうして本協議会が開会いただきますことを感謝とお礼を申し上げます。先般、協議会を設立し、第1回協議会を開催し8日目であります。本日から本格的な具体的な協議に入っていくこととなりますが、事情を御賢察の上、御了解をいただきたいというふうに思っております。また、積極的な議論を展開をいただき、協議会の方も前進を図っていただきたいというふうにも思うところであります。本日は5件の議案の提案を申し上げますが、内容につきましては、後でまた説明等をさせていただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

松元議長 ここで会議の成立について事務局から報告いたします。

局長。

阪本事務局長 では、御報告を申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、半数の者の出席で成立することとなりますが、本日の出席は、20名全員の出席をいただいております。したがって、会議は成立していることを御報告申し上げます。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

浜坂町、田村昭委員、温泉町、西村公子委員をお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

本日の協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長、どうぞ。

中村会長 それでは、協議事項の提案の説明を申し上げます。

協議第5号、これは継続になりますが、合併の理念について、協議第10号、新町の事務所の位置について、協議第11号、新町の名称について、協議第12号、新町建設計画（その1）について、協議第13号、電算システム関係事業の取扱いについて、以上の5件の御提案を申し上げます。

内容につきましては、後ほど事務局長より朗読説明をさせますので、御審議の方、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

松元議長 では、協議第5号（継続）合併の理念についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。協議第5号（継続）合併の理念について。合併の理念について、継続して協議する。平成15年11月12日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

合併の理念について。合併の理念を別紙のとおり定める。

2ページをお願いいたします。前回からの継続となっております合併の理念の件でございますが、重複しているとか言葉のイメージがわからないなどの御意見をいただきました。今回は、いただきました御意見に、もう少し住民の目にわかりやすくすることを加え、修正したものを提案するものでございます。

まず表題ですが、合併の理念についてとあったものを、理念をあらわすときの表現は言い切った方が好ましいということから、浜坂町・温泉町合併基本理念と変更いたしました。

次に、1つ目の「住民の住民による住民のための合併を基本理念とします」とありまし

たが、理念の説明にその言葉を使うことはまずいではないかということでありましたので、「基本理念」を削りました。次に、2番目と3番目の「夢」が重複している、また「夢のあるまちを残していきます」とは、などとの御意見がありましたので、これを1つにまとめております。4つ目に、基礎的自治体とは何ぞやという御意見でしたので、「基礎的」の部分削りました。5つ目に、4番目、5番目の副題を少し具体的なわかりやすいものに修正しております。変更は以上でございます。

朗読をさせていただきます。浜坂町・温泉町合併基本理念。1つ、住民の住民による住民のための合併を目指します。住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。1つ、19,000人の住民が、夢と自信と誇りの持てる“21世紀の新しいまちづくり”を実践します。2町が持っているそれぞれの地域の人材、文化、産業等の地域資源を有機的に連携・活用しながら新しいまちをつくります。1つ、地方分権時代にふさわしい自治体をつくります。合併により、自治能力の向上を目指し、多様化・高度化する行政ニーズに対応できる総合行政を展開します。1つ、合併により行財政基盤を強化します。合併により、簡素で効率的な行財政運営を目指すとともに、地方行政の改革を進めます。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。協議第5号について御質問のある方は、挙手によりお願いします。恐れ入りますが、町名、氏名を名乗ってから質疑をお願いしたいと思います。それでは、どうぞ。

中井委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井です。1点、前回ちょっと言い忘れたんですが、今、説明のありましたように、すっきりとした形でまとめをされたということであります。私もそのように思うんですが、1点だけ、1番の「住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります」という点に私はちょっとこだわりを持ちまして、「維持」という表現が必要なかどうか。この「維持」という言葉が入ることによって、言うならば合併によってサービスはマイナスになるんだというイメージのもとに、この維持という言葉が入ってくるのではないのかなと。これは当然合併をするということについての住民の一番心配な点であるわけですね。ですから合併することによって、どんな方法をとってでも住民のサービスは今よりも向上させるという考え方で当然進めていかにゃならないわけでありますので、その「維持」という言葉は必要ないのじゃないかと。住民サービスの向上を図ってい

くということだけで私は十分合併の理念としては、その方がむしろいいんじゃないかなというように思うんですが、いかがなものでしょうか。

松元議長 答弁は。

副会長。

馬場副会長 皆さんの御意見をこの点について賜りたいと思うんですが、私どもの思いとしまして、やっぱり住民サービスを確かに低下させないために合併をしようという思いはあるわけですが、現実すべてのものを向上につなげていくということが非常に難しい側面もあるんじゃないかなと思うんです。そのために現状維持もやむを得ないという部分は当然に出てくると思いますので、その点について議論をいただいたらというふうに思うんですけども。

松元議長 ただいま副会長の方からありましたが、この件について皆さんの方で特に御発言ございましたら、この考え方について。

田中委員。

田中(要)委員 理屈を言うわけじゃないんですけども、「住民の住民による住民のための」というこれが、どうも僕としては余りにも耳ざわりがよ過ぎるといえるか、ここまで言わなきゃならんのかなという感じがするわけです。といいますのは、あくまでも主役はだれだといったら、主役は住民でありますから、あるいは市民であり住民であり町民でありするわけですから、したがって、私はもう、言葉はちょっと悪いですけども、普通のフラットな言葉で、平場の言葉でここはなされた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

それからもう一つ、前回の委員会的时候に馬場副会長の方が1万9,000人に非常にこだわりのあることを言われておったわけですが、1万9,000人の住民が、別にその1万9,000人がいいとか悪いとかじゃなしに、その1万9,000人という名前を載せなきゃならんのかと。載せるのであれば、2万人にするために、2万人の目標に向かってそれぞれ2町がどういうふうにして頑張っていくかというようなことをやっぱり考えるならば、1万9,000人という中途半端じゃなくて、私はもう2万人の目標に向かって夢と自信と誇りの持てるというような、どうしてもこの人数が要とするなら、というふうに私は考えるんですが、そのこだわりというところがあればお教えいただけたらと思うんですけど。

松元議長 今、新たに、先ほどの「サービスの維持・向上」の「維持」ということにつ

いてと、それからさらに「住民の住民による住民のための」というところをもっとフラットにという意見、それから「19,000人の住民が」ということが必要かどうかと、1万9,000が必要かどうかというような3つの案件について出ました。この件について、あるいはさらにそのほかについて皆さんの御提案等ございましたら、まずは出していただけたらと思いますが。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。前回の第1回の際にこのことは私も申し上げましたし、また別の委員も言いました。一たん提案したことを少し修正をされてますが、ぜひお願いしたいのは、意見が出たらそのことを尊重し、さらに反対意見があれば反対意見をとって、何もこだわってどうでも無理やり提案したことに近づけたいという考えだけはやめてもらわないと、こんなことでごたごた論議したくない。そのためにはまず1番の、同僚議員が言いましたが、「住民の住民による住民のための合併を目指す」、余りにも重苦しいので、すっきりと「住民のための合併を目指します」とすれば重さが取れて、すっと入るんじゃないかなと。それから人口の件も前回も出ました。こだわる必要があるのかないのか、その辺の提案理由をもう少しなるほどなと思う意見があれば出してください。出なければ修正してほしい。以上です。

松元議長 ほかにありますか。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。今のところとは違う段落でもよろしいですね、一緒に直されるのでありましたら。

松元議長 はい。

小林委員 3番目の「行政ニーズ」という言葉に違和感を感じるわけですがけれども、住民ニーズはあるわけですが、行政ニーズというのは行政が何を求めているかと、行政は求められるものですから、この「行政ニーズ」という言葉がふさわしくないような感じがいたしますので、もう一度精査をお願いしたいと思います。

松元議長 ほかにありませんか、一度全部出していただいたらと思うんですが。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。先ほど御意見のありましたこの基本理念の中の維持という事柄について私は若干考え方が違いますもので、ちょっと申し上げてみたいと思いますが、やはりこの合併の一つの考え方の中にあっては、このままで合併せずしてお



れば当然現在の住民サービスそのものが低下を余儀なくされると、こういう上に立って物を考えますときには、少なくとも維持であっても住民サービスそのものについては向上という考え方もできるんじゃないかなと、このように思いますので、私はやはりこの際、「維持・向上」というふうなことについては別にこだわるものではない、このままの表現でもいいんじゃないだろうかと、このように考える一人でございますので申し上げます。

松元議長 ほかにございませんか、委員の方々の。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。第1回目の協議会の折にも言ったんですけど、やっぱり私も1万9,000人のところにこだわっております。一考をお願いしたいと思います。それから、1つ目の、大変この住民の住民による住民といったら、すごくぐうっと重たいんですね。ですので、やっぱり「住民のための合併」といたしまして、先ほど温泉町の岡田委員が言われましたように維持というのは絶対していかねばならないし、していただきたいという上に立って、やっぱり「維持・向上」、これはぜひ残していただきたいと思うものでございます。

松元議長 どうぞ、副会長。

馬場副会長 基本的に、この文面にとことんこだわるというものではございません。少し考え方を申し上げますと、この住民の住民によるといいますのは、やっぱり行政にすべてお任せという色彩というのが、私どもの立場から勝手に言わせていただきますと、どうしても強くなってきてるのではなかろうかなと思います。それは住民の皆さんの主体性というふうなものを、やっぱりこれからの行政は発揮いただく、求めていく、そのことが必要なんじゃないかなというふうに思うところでありますので、こういう表現がどうかと思っただけでございます。

それから、1万9,000人というふうに特定することにつきましては前回も少し触れさせていただいたんですが、浜坂町と温泉町の現在の住民の皆さんが一緒になる。これまでは1万1,000人の浜坂町のまちづくり、それから7,500人の温泉町のまちづくりというふうなものを進めてこさせていただいたわけではありますが、その連帯をすることによって1万9,000人で、よく言われます、人材は宝なり。したがって、その人口というものがそれをしっかりとサポート、支援をさせていただくというふうな思いで提案といいますか、私の思いを少し入れさせていただいたところでありますけども、

決してこだわるものではございませんので、整理すっきりしていただいたらというふうに思います。

松元議長 行政ニーズのことについては。

馬場副会長 行政ニーズのことにつきましては、やはり住民ニーズの方が適当ではないのかなというふうにも思ったりいたします。

松元議長 ほかに意見ございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 なければ、1件ずつ皆さんにお伺いしながら決めていけたらと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、今出ました意見について、削除することについての御意見をまとめたいと思います。

一番最初にあります「住民の住民による」というところを取ってはどうかという御意見が数出ておりますが、この件につきましてはいかがでしょう、外すということでよいと思われる方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

松元議長 挙手多数でありますので、外させていただきたいと思いますが、よろしいですか。(発言する者あり)

じゃあ、今の修正させていただきます。しばらくお待ちください。

今、私のちょっと粗相がありましたんですが、いろんなことがあるんで、それでしたら逆に再提案していただく形をとらせていただきましょうか。その方が話がしやすいと思うんですが、よろしいですか。(発言する者あり)

じゃあ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

松元議長 静粛にお願いします。それでは、会議を再開いたします。

会長、副会長、幹事の方から再提案をさせていただいたらということで出ておりますので、それで御了解願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、会長より再提案をお願いいたします。

中村会長 済みません。まず1番目でありましたが、「住民の住民による」を取って、「住民のための合併を目指します」と、すっきりしてしまうということで再提案させていただ

きます。次の「住民の立場に立って、住民サービスの維持・向上を図ります。」というのは、「維持」は、どうしてもこれは入れていく方がいいんじゃないかと。向上を目指すことは事実であります、どうしても合併して、先ほど申し上げましたけど非常に難しい問題があって、何とかこれは維持をせんなん問題も多々出てくるというふうに考えて、いや、向上だけでええという議論もありますが、我々としては「維持・向上を図ります」ということはそのままお願いしたいというふうに思っております。

2番目は、「19,000人の住民が、」をこれ外しまして、「夢と自信と誇りの持てる“21世紀の新しいまちづくり”を実践します。」ということで「19,000人の住民が、」をもう外すということをお願いしたいと思っております。

次の「地方分権時代にふさわしい自治体をつくります。」の中で、次の文章の「合併により、自治能力の向上を目指し、多様化・高度化する住民ニーズに対応できる」と「行政」を「住民」に変えるということで御提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

松元議長 それでは、ただいま会長の方から再提案がございました。第1番目の「住民の住民による」という部分を削除する。それからその次の「住民サービスの維持」については、そのまま続けたい。それから次の「19,000人の住民が」というところで、「19,000人の住民が、」まで削除するということですね。それからその次の「多様化・高度化する行政ニーズ」というところを「住民ニーズ」ということに変えさせていただくということで再提案がございました。この件に対して御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ここでこの再提案なされた理念につきまして皆さんの同意を得たいと思ひます。

この件につきまして確認いただけて同意いただけるという方の挙手をお願いしたいと思ひます。

〔賛成者挙手〕

松元議長 挙手全員であります。よって、この理念は、確認、同意なされましたので、ここで決定いたします。

それでは続きまして、協議第10号、新町の事務所の位置についてを議題とし、事務局に朗読と説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 それでは3ページでございます。協議第10号、新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置について提出する。平成15年11月12日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目4、新町の事務所の位置について。新町の事務所に妥当な位置を選定する。平成年月日確認・継続審議。

4ページの方をお願いいたします。新町の事務所(庁舎)の位置についてでございますが、本件の庁舎位置や次の協議事項であります名称、また建設計画などの項目につきましても本協議会は小委員会を設置せず、これを全体会で協議していただくことにいたしておりますので、皆様の御意見、御討議により議論を重ねていただき結論を導き出していただきたいということで御提案をさせていただきます。

まず、1つ目の庁舎の位置選定の根拠につきましては、地方自治法第4条第1項の規定により、地方公共団体は事務所(以下「庁舎」という)の位置を条例で定めることとなっております。合併により浜坂、温泉両町の法人格が消滅し、その区域をもって新しい町が設置されるため、おのおのの庁舎を廃し、新たに新町の庁舎を設置しなくてはならないということでございます。そのために、新町の庁舎位置を合併までに決めておかななくてはならないということでございます。

2つ目に、庁舎の位置の選定基準は、国のマニュアルを引用してお示しておりますが、1つ目の事務所の位置及び官公署等関係機関までの距離、交通事情を含めた住民の利便性ということでございますが、これは5ページに地方自治法の抜粋を掲げておりますが、その第4条第2項の規定に基づくものでございます。2、本庁舎、支所等のあり方を含めた行政機能としての一体性。3、新町建設計画と整合した長期的な展望。4、既存建物の規模、機能を生かした効率的な活用。その他総合的な判断ということで選定基準を示させていただきます。

3、検討課題につきましては、まず庁舎の方式なり機能についてでございますが、1としては本庁方式の形態を3点掲げてございます。1つ目は、本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とするというもの。2つ目は、本庁舎に行政機能の大部分を集約し、残りの庁舎は出張所業務とするということでございます。最後は、本庁のみで、支所、出張所は置かないということが考えられますので、そのような内容でございます。2番目には分庁舎方式、3番目には総合支所方式を掲げてございます。6ページにそれぞれの方式につきまして概要、メリット、デメリットを掲げておりますので、御清覧賜りますようよ

ろしくお願いしたいというふうに思います。

なお、欄外に支所とは、出張所とはと掲げておりますが、5ページをごらんいただきたいと思いますが、一番下に実例を掲げております。そこに支所の設置とはとありまして、市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするとありますし、次の2行目に、出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくても済む程度の簡単な処理をするために設置するものであると掲げてあります。今回、御協議いただく上で、支所や出張所とはこのようなイメージで押さえていただければと思います。

4ページに戻っていただきたいと思います。次に、(2)の庁舎の施設についてでございますが、既存の施設を活用するか、または新しく建てかえるかについても御協議をお願いしたいと思います。これらの協議を踏まえていただきまして、(3)の庁舎位置について結論をお願いしたいと考えております。

なお、7ページには参考資料3として現在の庁舎の概要を掲げてございますし、8ページには参考資料4として2町の人員配置の状況を掲げております。それぞれ御清覧賜りたいと考えております。

9ページをご覧ください。ここには参考資料5として先進事例を掲げてございますが、但馬管内が下の3行でございますけども、3協議会とも本庁方式を採用しております。簡単でございますけど、以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ありがとうございます。

それでは、この庁舎位置についてをいろいろ御質疑いただくわけでございますが、進め方として、ただいま4ページにあります1、2、3の順にそれぞれ質疑をいただきながらその内容を確認していき、最後に、庁舎のあり方等をきちっと皆さんに御討議いただくということにしたいと思います。

1番の事務所(庁舎)位置選定の根拠というのがございますが、これについて質疑がございましたらどうぞ。この文面の内容について確認願いたいことがありましたらどうぞということです。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、2番の庁舎の位置の選定基準という文面がございます。この内容について質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、3番の検討課題ということで、庁舎の方式・機能について皆さんの御討議をいただきたいと思います。本庁舎方式、分庁方式、それから総合支所方式という3つの案が出ております。これについて皆様の御意見をお願いしていけたらと思います。

田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中満穂です。本庁方式がいいと思います。以上です。

松元議長 ほかに。

中井祥三委員。

中井（祥）委員 温泉町の中井です。1点、これの検討に入りますまでにちょっと確認といたしますか、どのような見解をするのかということなんですが、例えば温泉町の場合であっても浜坂町の場合であっても公民館であるとか、あるいは福祉センターであるとか、そういうものがあるわけですね。一つの、例えば温泉町で申し上げますならば、具体的に申し上げますと「すこやか～に」でやっているようなああいう業務、ああいうものはどのように理解すればいいのかどうか。本庁方式、支所方式、出張所というようなその検討をする中で、そういうものはどういう位置づけで検討していけばいいのかどうか、その辺の見解をお尋ねしておきたいと思うんですが。

松元議長 事務局長より答弁いたします。

阪本事務局長 基本的には、今のところ庁舎位置の関係につきましては庁舎位置だけです。出先機関といたしますか、そういう部分はそのまま残しておく。今申されましたように保健福祉課が温泉町には入ってます。その部分につきましては、行政機構の部分でどうするかということは、もう一遍、専門部会の中で検討して、それから御提案もしたいと思うんですが、基本的には、それらの施設につきましてはそのまま残すというふうなことで考えております。以上でございます。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 温泉町の田中でありまして。今、事務局長、あなたは庁舎の方式の機能についてに入っとるでしょ。だから今、中井委員の言われたのは、本庁方式に対して、どういう各方式をやるのかということに対して、じゃあ、きょうあなたの言われるのでは位置だけ決めたらいいっちゃうこと、そういうふうに私たちは理解するんだけど、どうですか、これ間違いないの。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 済みません、方式の部分について協議をお願いしたいということです。

出先としてはやはり残しておかなければならないと、出先機関としては。確かにそうなんですけども、言いましたように保健福祉課については浜坂町では本庁業務の中に入っておりますので、その部分だけはちょっとこれから専門部会の中で協議させていただきたいということをお願いして、方式の中に保健福祉課をどうするかということはちょっと横に置いていただいて、施設としてはそのまま残していきたいというふうに思っています。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 庁舎の方式について、これは当然、庁舎位置との関係も絡んでくるわけで、すべてがばらばらじゃないわけでありまして。そこで、先ほど私のとこの温泉町の委員の方から申し上げたように、それぞれの町が、2町しかないんですけども、例えば私のとこの温泉町、この横にはCATVの事務所ができます。それぞれ「もみじホール」だとか「すこやか～に」だとかいろいろと機能分散をさせておるわけでありまして、したがって、その機能を重視した中で本庁業務の中のどれを選ぶかということになるかと思いません。ただ本庁方式だけを選んで、その具体的中身、ここに書いてある3項目について、じゃあどれを本庁方式の中で当てはめていくのかということが定まらんと、本庁方式だと言いつつも総合支所方式になってみたり、あるいは分庁方式になってみたり、いろいろするわけですから、この辺のところをきちっと詰めていきませんと、庁舎をいろわなならんのか、入らんから新しく建てなならんのか、それとも今のまんまどっかの庁舎が使えるのか、そういうところまでずんずんずん踏み込んでいってしまうわけですね。だから極端な例で本庁方式って、じゃあ本庁方式でいきます、あとは勝手に後から考えますというようなわけにはいかんと。ですからここんところを本音の話だとか、いろんなことをやっぱり言っていたかんと私はいけないと思っています。

松元議長 この本庁舎と、それから分かれた方の出先等のあり方が今出ておりますが、皆さんの方で御意見ありましたら、どうぞこの件につきまして出していただけたらと。

田中満穂委員。

田中（満）委員 浜坂町の田中です。今一番提案されたのは、本庁方式をとるのか分庁方式をとるのか総合支所方式をとるのか、3つの中の1つの選択を議案として出されたと思って私は本庁方式ということをお願いして、本庁方式のここの見ますと、本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とすると。その次に、本庁舎に行政機能の大部分を集約し、残りの庁舎は出張所業務とすると。それからもう一つは、本庁舎に行政機能をすべてを集約し、支所、出張所は置かないと。この中で多分一番上の本

庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とすると、支所業務をどの程度拡大するかというのは今後の協議の問題であろうと、当然。そうせんと、この3つの中で提案されたものの中以外では我々が発言しにくいわけで、この3つの中から選択するとすればどれをするかと、これにまだつけ加えるのかというのが議論にならんと前向きでないかなと私は思うですけど、どうでしょう。

松元議長 今、聞いとりますのは、本庁舎業務がまずあるということできなしに、本庁舎業務を選ぶにしても何にしても、その前提が要るよということできなしの御意見が出てると思っています。ですから、その本庁舎業務をすれば、どういうふうなあり方ですかということが皆さんの今の討議の内容だと思っておりますので、この3つのうちから選ぶ前段として本庁舎業務のあり方がいろいろ分かれてきますということの、その内容についての御意見を皆さんから出していただいて、その後、本庁舎方式とるのか分庁舎方式とるのか総合支所方式とるのかという論議に移っていくかなと思っております。

田中委員。

田中（満）委員 私が質問できなしに提案しましたわね、本庁舎方式って。それからばあっと離れて支所方式はいけん、どうだと、いわゆる本庁舎方式がいいのか悪いのか議論していかと、ばあんと横の方に飛んで。

松元議長 いやいや、だから選ぶ前にその内容が欲しいよということです。

中井祥三委員。

中井（祥）委員 私の申し上げ方がどういうふうを受けとめられたのかなというように思うんですが。例えば本庁方式というさっきの御意見に対しては、私どももこれまでから主張してきました合併の理念の中で本庁方式というのは、私個人はやはり肯定するべきであろうというように考えています。しかし、その中で本庁方式ということだけで、例えばの話、そういうものはどのような理解の仕方をするのかということをやっぱり申し合わせておかないと、今後のいろんな問題を検討する中で私は支障になるであろうと。だから見解をやはりある程度、皆さんの見解を統一しておくべきではないかということで申し上げたまでです。

松元議長 本庁舎方式の中でのあり方についての御意見をお願いしたいと思います。（発言する者あり）ですから、どういうあり方が欲しいということを皆さんが希望を言っていたらと、意見を言っていたらという場を設けたいと思っておりますが、今。その中で今ありました温泉でいえば「すこやか～に」とか町民センターをどういうふうな



扱いにするかということも出てきましたんで、そこらのいろんな参考の御意見ございましたら皆さんで言っていただいて、またこちらからも、その答弁ができるときにはさせていただくという形をとりたいと思います。皆さんの意見をまずは集約してみたいと思っております。ありませんか。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。発言する上においてちょっと発言しにくいなと思うのが、やはりこれ分離して協議することが非常にしづらい一面と違うかなと思ったりするのが1点あります。といいますのは、同じ業務でありまして温泉町と浜坂町と、それぞれやはり分庁の方で本庁以外で業務なされておる内容もございますし、それから施設の配置の関係でも違いもあります。したがって、この辺のところ私としては、次に出てきます庁舎のそういう既存の施設の活用というふうな面までもやはり考慮しなければ、今の住民に対してのサービス低下を来さない方法としてどうしたらいいかというふうなことは、ちょっと言いづらい一面かなというふうに思いますので、やはりこの資料の中で8ページあたりに、それぞれ現在の人員配置の状況というふうなことを掲げていらっしゃるけれども、こういう中であって本当に直接住民サービスの必要な分野の中でどういう方法でやるのがまたいいのかというふうな一面も、ちょっとここだけの発言ばかりではしづらいというふうに思いますし、この中であっても、本町の場合において公民館というふうなことで列記してありますが、浜坂町さんの方では公民館というふうな形での職員の数等についても書いてありませんし、そういうそれぞれ囑託なり臨時なりの職員を含めて、これからどういうふうな形でやることの方が理想であるかというふうなことが、もう一つ私自身が理解ができない一面があります。

とにかく私が申し上げたいのは、支所機能といたしましても、やはり住民にサービス低下を来さない方法ということを一に考える中でやっていかなきゃならないというふうなことを感じますし、当然これまで5町合併のときに相当議論されました合併理念の中での1つは、本庁舎にそのような経費を使うべきでないというふうな考え方については、当然私自身としてもそれはそのとおりだというふうなことで考えておりますので、そういう点でやはりこの本庁方式でどんな支所業務をするんだというときにおいて、箱物と人とは絶えずついて回ることであるなというふうなことを感じますので、そういう点で、いま一度幹事会等の中にあってもいろんな方式を考える腹案的なものが出されれば、また意見がしやすいんじゃないかと、このように思います。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

中井登委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。ちょっと私も質問と答弁とがよくわからんのですが、お聞かせ願えたら、議長に整理していただきたいなと思います。今の議論を延々やっておって進むでしょうか。私は、今言っておる気持ちだとか考え方は当然だと思いますけれども、今の状況の中で議題として論議することが正道かどうかということについて、議長の整理が私必要じゃないかなと思います。例えばですよ、住民に低下をさせない方法はいずれの方法ですかといいましたら、合併しないのが一番いいんですよ。それが最高の住民サービスなんです。ただども、いろいろ事情があって合併をしなければならんというから頭重ねて痛めとるわけです。ですから、きょうまでやってきたいろんな議論の中で、今本庁舎方式でいいということが決まれば、次は、じゃあ本庁でないところはどうなさいますかということについて議論をすればいいわけであって、そのような例えば公民館どうするか福祉会館どうするかっていうようなことは2次元の問題であって、今の1次元の問題ではないと。ですからどうか御理解いただきたいのは、もしもどうしてもとおっしゃるなら新しい具体的提案をなさらんと、どうもかいつまんだような話、空気つかむような話ですから、これは論議にならないということになりますので、議長さん、ぜひ、実は白紙での論議って格好いいこと言ってるんですが、5町で何遍もやってきたんですから。その中でお互いがもう理解をし合いこしておるわけですから、もう汚いことはやめて、ずばずばといくということの方でないと、あれです、ぜひお願いします。見合いじゃありませんので、式の日取りを決めようとしておるわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

松元議長 今、中井委員の言われた現議長の考え方ということでございますが、それぞれの思いが皆さんにある、それを一回出していただいてその方向性を決める方がいいんじゃないかということで皆さんの御意見を出していただいております。もうそろそろ思いが出たと思いますので、その中で会長、幹事会側の思いをまた一回言っていただくことがあって、その後方式をまた絞っていきたい、そういう思いを持っております。ですから皆さんのそれぞれの意見が出尽くせば、次の段階へ、ステップへ進みたいと思います。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。同意見になるかもわかりませんが、本当に何て言って質問していいのかなというふうなことをまず思いますので。やっぱりこの6ページ、8ページにそういうふうなことは網羅してあるじゃないかとおっしゃる部分もあ

るかも知りませんけれども、やっぱりそれはそれではなくて、本庁方式はどうだ、分庁方式はこうでこうでって、事務局さんがもう少し詳細に説明的な部分があっても私はいいいじゃないかなというふうなことを思うんですけれども。それによりませんか、やっぱり何か意見が出にくい部分があるような感じが受けますけれども、その点いかがでしょうか。

松元議長 本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式については、皆さん御理解いただいていると思っているんです。ですけど、今私が進めようとしているのは、本庁舎方式についていろんなステップがあるから、それを皆さんどういうふうに思っておられるかということを確認したいということで進めております。それから、この方式がそれぞれ出た後で皆さんが、じゃあ本庁舎方式をとるのならこれに近い方だと、これに近づきたいのだという形をとっていただいて、皆さんがどの方式をとるかという形をはっきりしたいと。本庁舎方式についてはあり方がさまざまだと思うんですね、そのことについての意見の集約をしたいという形で進めておりますので、その御理解だけはひとついただきたいと思えます。(発言する者あり)

ここで、じゃあ今休憩の意見もございます。暫時休憩いたしたいと思えます。意見の調整もそれぞれにあると思えますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。40分まで。

〔休 憩〕

松元議長 それでは会議を再開いたします。

先ほどから皆さんの御意見をいただきましたところでございますが、会長の方から、その意見を踏まえた中での提案をいただきまして、それについて、また皆さんが御意見があればということで進めたいと思えます。

それでは会長、お願いいたします。

中村会長 それでは、御指名いただきましたので、庁舎の方式ということは早急に決めていただいて、いろんなことがまた展開してくるものというふうに思っております。

私の方の提案としましては、やはり本庁方式ということで提案をさせていただき、その中で本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とするという中で、これは合併のスタートは重要でありますし、住民サービスの問題もさっきから出ておりました。現地解決型で、総合支所でなしと、現地解決型で充実した支所ということで提案をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん先ほども出ておりました出先機関は各事業所が必要でありますから、これはすべて残していくということでスタートしたらというふ

うに思っております。本庁方式、一番上の本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は現地解決型の支所業務にするということで提案をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

松元議長 ただいま会長の方から提案がございました。この内容につきまして、本庁方式、その中でも本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とすると。支所業務の中でも特に支所業務については現地解決型をできるような充実したものにしたいという、そういう提案でございますが、さらに分庁舎方式、総合支所方式とありますが、会長の方からは今の本庁方式で、その方向でということをご提案なさったと私は提案したいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、今の提案について異議なしという全員の同意をいただいたものとして、さらに次へ進めていきたいと思っております。

庁舎の施設についてということでございます。この件につきまして皆さんの御意見を伺う前に、会長の方から思いがありましたら言っていただけたらと思っております。

中村会長 済みません、指名がありましたので。庁舎の施設については、既存の施設を活用をしたいというふうに思っております。現状のままというのは、やっぱりちょっと職員が相当ふえてくるというようなことがあって、一部増改築といいますが、そういったことは必要というふうに思っておりますが、そういう方向でできたらなというふうに思っております。以上です。

松元議長 ただいま会長の方から意見が出ております。この件につきまして皆さんの御意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがですか。ありませんか。

それでは、この既存の庁舎の施設については、増改築一部あるということの前提で進めていただくということで皆さんの御同意を得たものとしてしたいと思います。

次に……（発言する者あり）意見言ってください、どうぞ。

西脇委員。

西脇委員 大事なことをずっと行かれると、何だあ……。温泉町の西脇です。物が決まったようにとらえるわけですが、幸い5町のときの委員に出てなかったもんですから思い切った立場で言わせていただきます。5町の論議を傍聴しながら絶えず聞いてまいりました。最終的には、この合併を機会に特例債を使って大きな庁舎に金を突っ込むというようなことはやめようということで破綻したわけでございます。その経過を踏まえてすんなり

いくなら、温泉、浜坂2町の合併ということになれば、当然従来の考えを引こずるなら新しい庁舎を建ててというようなことが町民の合意が得られるかということがあるわけですが、反面、2町で合併しようといえ、もう一遍新たな気持ちで庁舎は浜坂、温泉の中間点でもとかいうこともないわけじゃないわけです。その辺を、ただ、ずっと今までの論議を見てきて、むだな金はやめよう、合併によって借金をふやすことはやめようと、幸いに浜坂の庁舎は新しいから、ああいう既存の庁舎を使ってというのが5町合併のときの温泉町の絶大なる支持だったわけですよ。そのことを盾にとってすんなり、ああそれでいいがなというようなことの論議を進めると、せっかく2町合併で仲よういこうでと、道はないかいなという論議ですから、結果的にそうなるにしても、すっすっ行ってしまおうと、中村町長の思うつぼにはまって、横から馬場町長が、はははと笑って逃げちゃうということになりますので、あえて言わせていただくなれば、そういう背景も大事にしながら、そういう庁舎のあり方というのは、新たなものを建てる必要はないというような論議はいいと思いますが、ちょっと何か水が流れるごとく決まることにいささか抵抗ありという意見だけ申しておきます。

松元議長 今の御意見も、結局は何か行きつくところは一つになるようでございますが、中身は参考になると十分思っております。

ほかにまだそういったことがありましたら。

田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂町の田村です。私は、5町合併がああいうことになりまして、ずっと5町合併の中でもいろいろ意見を申し上げてきました。今回2町の合併ということになってまいりましたけれども、今、西脇委員からお話がございました。確かにそのとおりだと私は思っております。そこできょうは、ちょっと私の方から厚かましいわけですが、まず初めに温泉町の町長から、一遍、御意見も拝借しておきたいなと思っておりますので、まず馬場さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

松元議長 副会長、じゃあお願いします。

馬場副会長 御指名でございますので、少し思いを発言をさせていただきたいと思えます。5町合併破綻しまして2町合併立ち上がって、やはり町民の皆さんの思いとして、5町るときは浜坂を絶大なる支持をしたというのは先ほど西脇委員の発言でもあった、そのとおりでありますし、そのことは町民の皆さんも大多数賛同いただいたと思っております。2町の合併になって、さあその仕切り直して5町るときを引きずってそのまますっすっ行く

ということについては、抵抗ありという意見は現実あるわけであります。しかし、よくよく考えてみますと、この合併によってやはり財政というふうなものを念頭に置くときに当然考慮しなければならないのは、むだな支出をしないということにつながると思っております。そのために既存施設の利用というふうなことを思いますし、なおかつ仮に浜坂庁舎を既存施設として本庁舎にするというふうな場合も、浜坂の庁舎に出てまいりますと、もう少し整理をすれば、あれだけの広い庁舎だからもっと有効利用できるなというふうな思いもいたしますし、反面、温泉町の庁舎、狭いんですけども何とか機能しているという実態もございます。したがって、既存施設についても、やはり極力経費の投入というものは少なく抑えるべきではなかろうかというふうに思います。

本庁舎の場所というのがそれぞれ注目の最たるものの一つだと思っておりますが、温泉町におきましてはそういう意味に絡めまして、やっぱり町の名前というのはどうしても気にかかるなあという意見が非常に強うございますし、そのこととあわせまして、やっぱり5町合併の破綻の最たる原因は、最も大きな香住町さんが一歩も引かれなかったということでもありますから、合併議論というのは、やっぱり大きな町が一定の譲歩を示されて成立が早まるのではなかろうかなと、そんな思いもいたしておりますから、御質問のお答えになってるかどうかは少し疑問でございますが、そのように考えております。

松元議長 中井祥三委員。

中井（祥）委員 私も、その庁舎の位置の関係につきましては5町合併の際にいろいろ御意見も申し上げてきましたし、今、温泉の馬場町長がおっしゃられたそういう考え方にほぼ一緒なんですけど、ただ、俗っぽい言い方なんですけど、5町の場合の本庁の庁舎の位置というのは少なくとも4町があるわけですね、本所の行かない町村が4町あるわけです。2町になりますと1町だけが、言うならば、感覚としてうちから本所がなくなるだかいやというのが住民の感覚だと思う。これは素朴な、例えば5人の兄弟がおって1人だけがいいことをして4人が冷や飯食うのと、2人おって1人が冷や飯食うのとでは、住民感情というのは私はかなり違うと思うんですよ。だからここで申し上げたいのは、私は、具体的にそりゃ今現時点でこれまでから論議してきた中では、延長であるとするなら浜坂町が本庁舎としてはふさわしいと、温泉町よりもふさわしいと、現時点で考えれば。しかし、今申し上げましたような論理からしますと、だとするなら、はっきり申し上げて浜坂町さんには、そういうことがありますよということを十分御認識をしていただいた上で、していただいとると思うんですが、今後の議論を進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

松元議長 会長。

中村会長 今、中井委員さんからも副会長の温泉町長からもありましたように庁舎の問題、確かに大きな金をかけてというようなことは前回で十分議論はしてきたわけですし、何とかそういった面で、今あれ昭和60年、18年目の庁舎であります。まだまだ10年や20年ぐらいいけるのかなというふうに思っておりますし、建てかえの時点では、また新しい新町の中であの場所がいいのかどうかは議論してもらった方がいいんじゃないかと思っておりますから、あそこを駐車場の関係やらちょっと再検討して、2町の場合はどういう配置体制になるようなことを検討してすれば大きな経費かけずに、あるいは本庁舎としての機能は保てるというふうに思っております。御指摘の面は、2町でそういった協議を進めるわけですから、じゃあ庁舎はこうで、またお互いにそういった問題は考慮しながら議論をして、何でもかんでもというようなことは思っておりませんし、十分そういった議論の中で前進させていただきたいというふうに思っております。答弁がどうかわかりませんが、そういうふうに私自身も考えてございます。

松元議長 そのほか庁舎施設についての御意見ございますか。

中田委員。

中田委員 浜坂の中田です。できることなら、あんまり今新しい庁舎を建てるとか、それから多大な改造及び私たち、もしくは今おられる子供ですね、その子供なりに負担のかからないようにというのは、今も浜坂町、小学校が統合になりました、4校になっております。私らがいたクラスでも50人、今だったら10何人しかおらないんです、約4分の1に減っているんですね、子供が。そういった中で、じゃあ浜坂のこの負債をどう返していくのかということも考えてほしい。それに今のこの不景気で税収が多分落ちていると思うんです。そういった点も考えて、やはり庁舎ということを考えていただきたいと思いません。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

皆さんの御意見を集約してみますと、むだな費用を使わない、現状の施設をいかに有効に使っていくか、増改築も最低のもので有効にしたいという、そういう意見と思っておりますが、ここの庁舎の施設については、最初にも提案のありましたように既存の施設の活用をしながら必要に応じ増やしていく、そういった御意見に集約されると思っておりますが、このことについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 じゃあ、次へ進ませていただきます。

庁舎の位置についてということでございますが、皆さんからこの決め方あるいはこの決定について、それぞれ御意見ございましたら。

田中董委員。

田中（董）委員 皆さんの意見、先ほど集約すると、ほとんど庁舎の位置は決定的だと思います。私はそのようなことでいいんですけども、さっき中井委員やうちの馬場町長が言いましたように、本当に7,500人の町民の皆さんが納得がいけるということは、やはり町名は、浜坂町の皆さんに譲歩していただくということが一番大きな融和のもとだと思います。この点だけは、庁舎の位置は私は浜坂町でいいのではないかと。しかし、町名だけは、やはり温泉町民の皆さんの心情を考えるとときには考えてくださいということだけは要望しておきます。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 先ほど私の温泉町の田中董委員が言いましたように、私は役場の位置と新市の名称というのは一体だと思ってますから、したがって、この辺のところ絡んできます。したがって、今回庁舎位置の件については、ここだというのを決めていただきたくない。私はそういうふうに思っています。

松元議長 中井功委員。

中井（功）委員 温泉町の中井でございます。先ほどからお話をお聞きしておりまして正直、温泉町民として考えまして、話の進みぐあいを見ながら本当に情けない思いをしております。というのも、現状で庁舎を考えますと、温泉町に至ってはかなりの増改築も必要でしょうし、そういった中で考えるとすれば、おっしゃっておられるとおりに浜坂かもしれません。ですけれども、これは温泉町の今までの政治の問題であったかもしれませんけれども、そうした中で必ずしも温泉町民が庁舎がなくてもいいと、そんなことを思っているわけではございません。それでもこの中でやむを得ない選択もしていかなければならないんじゃないか、そういうふうに考えているわけです。そうした中で先ほどから名称の話も出ておりますけれども、支所業務につきましても合併をする、仮に庁舎を失うとすれば住民サービスが低下するであるとか地域の格差が出てくるだとか、そういったことが住民の不安の第一であります。支所業務につきましても最大限譲歩いただいて、温泉町の今後の新町の中にあるの位置づけですとかランドデザインというんですか、そういった



ものを考えていただきたいと思います。以上です。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 今、温泉町の田中委員、中井委員が、要するに庁舎は浜坂町にやってもというか、浜坂町でもいいけれども、名についてはひとつ、町名については温泉町の言うことを聞いてくれと、ここの委員も言われたですけど、本当、僕はその気持ちは大切にしたいと思っておりますけれども、これを庁舎位置の取引にということについては私どもは約束することはできません。私どもにも町民がついておりますので、町民に取引でやったというような説明はできません。これはやっぱり離して考えていただきますようお願いしたいと思います。

私は、ことしの7月に温泉町と浜坂町が県の林務課というか、農林でやってる林道があります、峰越林道が。そこにちょっと会議に出ることがありまして、今まで七、八年ですか、それくらいかかって両方からやってきたんですけども、温泉町の方は進んどるんですけども浜坂町の方が進んどらなったら、温泉町の委員さんがこうおっしゃった。もう温泉町の方は進んでも両方ができんと、この道が通れんと。浜坂町の方に今度譲って、そしてやっていってもらったらどぎゃあたらあと、県の係官にそうおっしゃったんですわ。私それを聞きまして、本当に涙が出ました。そのときは、ちょうど5町合併がもう恐らくだめだという状況のときでしたので、感想を言えということでそういう話をしましたけども、こういう互譲の精神こそ、今度恐らく温泉町と浜坂町とが2町でやるだろうと、そのときは浜坂町もこういう気持ちを大切にしたいと、私はそう申し上げました。その気持ちは今でも変わりません。変わりませんけれども、意は十分わかりますし、その気持ちを大切にしたいと思いますけれども、私どもが今約束することはできませんので、どうか御理解を賜りたいと思います。以上です。

松元議長 西村公子委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。ただいま庁舎の位置とか、それから町名等々の話を聞かせていただきます中に何か胸がいっぱいになりまして、これはどうしたことかなんて思いながら。私はやっぱり、そりゃ一番サービスの低下を来さないのは、どなたか委員さんが言われましたけれども、合併しないのが一番住民のためにはいいし、私たちのためにもいいかもわからないけれども、少子高齢化の中で財源も少なくなるし、そういうようなことを考えたときにはいたし方ないというふうなことはわかっております。わかっておりますからこそ2町合併で浜坂町さんと一緒に仲よく合併ができればなあ、足の引っ

張り合い、手の引っ張り合いしなくていい具合に合併ができればなあ、なんて思いながら出させていただいているんですが、私の個人的な思いといたしましては、やはり温泉町の住民のことを考えましたら庁舎はなるべく温泉町に近いところをお願いできたらありがたい。それから名称については、温泉を忘れてはならない、そういうふうな気持ちを持っております。ぜひとも、まだこれから論議が進んでいくわけですけれども、庁舎の位置につきましてもまだまだこれから論議が大事だと思いますので、早々に決めていただくというふうなことは私はいかがなものかなというふうなことを思っております。以上でございます。

松元議長 そのほか意見ございますか。

今それぞれ意見出ておりますが、重要な問題でもございますが、それぞれの庁舎の位置と今名称とが絡んできたような意見もあります。名称については次の議題であります。これの行方についてもいろいろあるところと思いますが、それらの進み方等も必要な点も出てくるんじゃないかなと、思いも必要な点もあるでないかなと、それを議題とするわけではございませんが、そういうこともあるんじゃないかなと思ったりします。きょうは、この庁舎の位置ということはここで置きまして、次に町名とかそれぞれを進めながら次回にまた継続ということではいかがでございましょうか。重要過ぎるといふか、重要な課題でございしますので、それぞれの思いはあると思いますが、次回の継続にしたいと思っております。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。ちょっと議事の進め方に異議ありです。とりあえず新町庁舎の位置についてずっと順を追っていかれて、庁舎の方式は本庁方式に決まったわけですよね。それから庁舎の施設について既存施設の活用ということで合意は得たと、ここまで来た。庁舎の位置については委員の中から、きょう決めるべきでないという、いけば提案に対して動議が出るとるわけですから、それを扱うのか扱わんのかというふうに持っていた方が、何か議長のさじかげんで、きょうはちょっと大きな問題だけえやめませうとか、ちょっとすっきりせんですな。どうですか、事務局含めて。

松元議長 私の提案しましたのは、町名と一体にするだとかいろんな意見を絡めながら意見が出とります。それをじゃあ採用するのかどうかということまでいくと大きな課題が出てきますので、それぞれの意見が対立しています。そういったことも踏まえたら、新町名のこととも考えてから後の方がいいではないかということで、私の方で逆に調定案を出させていただいたと、そういう思いを持っていただきたいと思います。田中委員から確かに

継続でという話はありませんでしたが、そのことだけで出ておりませんので、ほかのことも絡まっておりますので私の方の意見でいただけたらと。そのことについて賛成かどうかということの意見を聞きたいと思っております。

中井委員、どうぞ。登委員。

中井（登）委員 浜坂の中井です。それぞれごもっともな御意見なんですが、時と場合という物事には道理があります。そういう面からしますと、やはり見合いじゃないって私さっき言いました。もう式場も決まり、式の日取りをいつやるかというのも決まってるわけですから、それに向かってどう向かうかというときには、大方の大概の皆さん方が本当に理解をして双方の互譲の精神で進めようと言ってるやさきに、この問題は先に送りましょうとおっしゃるなら、先に送って何が生まれるんですか、何かいい案でも出てくるんですか。それとも、この本庁舎方式あるいは庁舎の位置について何か不足する議論でもあるのでしょうか。実は一步前に進めば一步明るさが出ますから、ここは私はあえて、どうしても無理やりにせいと言っとるわけじゃありませんが、いずれ結婚式の日取りを決めるんなら、きょうはそこのとこだけは峠を越しときませんと何にも生まれてきませんよということをお願いしたい。議長はどういう御判断で先送りにしたか、私はその点が理解できないんですが、これだけ雰囲気、さっき田中委員さんが浜坂町に名を譲ってほしい、いいじゃないですか、それも。ただし、その名はまだ何も、どの名前も議論してないんですから私はそう申し上げていいと思いますよ。どんな名前を決めておるんか、そりゃ知りませんよ、田中さんは。でもお互いが互譲の精神でやるというときには大事なポイントだけは外さないで、一つ一つ固めていくというのが実は会議のやり方じゃないでしょうか。もう先に送る時間はありませんし、あしたへ送って何かいいものが生まれるとおっしゃるなら理解します。私はないと思います。議長にもう一遍再考をお願いしたいと思います。

松元議長 私としては、町名と絡めた意見が多かったもので町名は町名で別にしたいと、そういうことから別々にということで継続にということで述べましたが、皆さんの御意見が、きょう決めるということに同意が得られるなら確かにきょう決めたいのはやまやまでございますが。一応私は、これはきょうは町名ということと絡めないということなら、それぞれの議題として別々に扱うということでここでいけるということなら、きょうここで決めていただいても結構かと思いますが、その点について。

中井委員。

中井（祥）委員 私は、議長がおっしゃったような町名と絡める絡めんというような問

題は別として、今この大事な位置の問題で議論をしているわけですね。じゃあ、この委員の中で何名の方が自分はこう思うという意見を申し上げたわけですか。私は、今この場で結論は出すべきじゃないというように思います。きょう何人かの意見が出たわけですから、それらをまた踏まえて次の機会に持ったらどうなんですか、私はそう思いますよ。だから重要な問題ですから、それぞれの委員さんが住民の方々からいろんな質問があったり指摘を受けたりしなきゃならんわけです。今早々に決をとるべきものじゃないというように私は考えます。

松元議長 今それぞれ私の思いについて御意見がありました、ここで審議するのか決を出すのかどうかということについて御意見ありましたらどうぞ。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。私もこのたび初めて委員となりまして発言をさせていただくわけですけれども、今までの経過をずっと見てきて、大変重要な問題、庁舎の位置というのが、名前はなかったわけですけれども、前回のときは、この大きな難局と言っはなんですけれども、この時点を乗り越えないと前に進まないというのは、皆さん大変理解をしているところだろうというように思います。できれば一刻でも早くここを乗り切って前に行きたいという気持ちはあるわけですけれども、どうでしょう、温泉町の皆さんはもう少し時間的猶予が欲しいような雰囲気を感じられますし、私が一番してはいけないと思っているのは、庁舎の位置と名前とをセットで取引はすべきではないというように思っております。温泉町の皆さんの心情は大変よくわかりますので、私個人としては温泉町の皆様の意向を聞いてあげたいというように思いますけれども、この公の場所で取引してセットにするとかいうような意見は、愚の骨頂であると私は思っております。ですからこの場合は、庁舎の位置は庁舎の位置として決めていただいて、それから後に名前を決めていくという手順を踏むべきではなからうかというように思います。どうしてもきょうということが難しいのであれば、いつまでに決めるという日程だけは確認をしておいていただけたらというように思います。基本的には、やりとりをしながらけんかをしていくというのではなくて、やりとりをしながら融和を図って、仲よくしていこうということを忘れないように前向きに進んでいきたいなというように思っております。以上です。

松元議長 ほかに。

副会長。

馬場副会長 取引という言葉がよく出てるんですが、決してそうではなくて、やっぱり

住民の皆さんが納得されるためには、俗に言われます手続的な正義ということが必要だというふうに思います。その一方で、そうはいても、やはり浜坂町の住民の皆さんと温泉町の住民の皆さんの思いというのは、それぞれ置かれている立場が違うわけでありますから、それは相反する面が出てまいります。ああは言いましたけども、結局そうなりませんというふうなことがやっぱり重なると、どうしても問題点が大きくなるわけであります。それをやはり乗り越えるという信頼関係ですね、これにあくまで立脚しなければならぬというふうに思いますので、その点の一定の前進というのは、5町の合併の破綻の教訓をそれぞれ委員各位もお持ちであろうというふうに思っておりますから、そういう前提の中で、これはそんなに時間をかける、あるいはかかるというふうな問題ではないというふうに私は思っておりますので、先ほど来の提案があります次回あるいはその次ですね、そういう段階では、すっきりとやはりさせて町民の皆さんにお示しすべきじゃなからうかというふうに思ったりするんですけど。

松元議長 今、副会長からの意見もございしますが、そのほかございましたら。

熊本委員。

熊本委員 今わかっているような、わかっていないようないろいろと発言もありますけれども、施設はあるものを使うということはここでみんなもう一応了解をしているのに、もう位置は決まったようなもんじゃないかなって私は思っております。それをまた次に延ばすということはどういうことかなと思いますので、もうこのまま決めていただいたらいいじゃないかなと思うんです。町名と絡み合わせてということなら、どうしてもそういうことがはっきりと温泉町を使わせてもらいたいということなら、お金を出し合っただけか何か、地方債か何かもらうお金で新設して真ん中に建てたらいいわけですので、もうそれははっきりしとるんじゃないでしょうかと思います。次に決めたところで、既存の施設を使うということはもう浜坂になっていると思いますので、そこら辺のところを素直にすうっと思いをしたらどうだかと思いますが、いかがなものでしょう。

松元議長 ほかありますか、思いは。

中井委員、どうぞ。

中井(功)委員 済みません、中井です。先ほど中井祥三委員の方もおっしゃっておられましたけども、継続といえますか、次回なり期日を決めて再度提案いただけたらと思います。というのも、先ほどから現地解決型の支所業務ということが出てくるんですけども、実際どういう程度のことなのか。支所ってというのはわかりますよね、農協でもありますか

ら。そういう支所という言葉はわかっても、どういう内容でどの程度のものなのかというのが全く想像つかないんです、これは経験がないんでお許しいただきたいと思いますけれども。そういうことも含めて次回なり御提示いただけたらというふうに思います。以上です。

松元議長 田中満穂委員。

田中（満）委員 何遍も何遍も発言しますけれども、お許しいただきたいと思います。私も生来もう性急なたちですけれども、世の中というのはやっぱり一遍ぐらい休憩するのも大事なかなと私は思いましたんで、この性急な私のお願いですので、次回に何とか決めるように。きょうはもうこの辺で、お互いに人の気持ちをもう一遍考えてみるというような気持ちで、きょうはせっかくですけども、もう庁舎位置も決めずに閉会にしましょうか。

松元議長 閉会じゃない。

田中（満）委員 いや、これ庁舎位置決めなんだから、めげる可能性ありますんで。だけえ僕も一番初めに言いましたけど、一つ一つ決めていかんと、順番から決めていかんと、この前も失敗したじゃないですか、5町で。10回集まって、もうどえらい費用使っついて、ばあんと爆発した。もう庁舎位置か、要するに市町村の合併で8割は庁舎位置か町名ですけえな、もうあと2割ぐらいですけえ、めげるあのもんは。だけえやっぱり庁舎位置と町名とは、もう決めてかからんと、一つ一つ決めましよういな、庁舎位置から決めて。さっきも言うように私は絡めてということについては、町民になかなか理解が得られんで、ですからほかの方法で温泉町の、僕は何回も言いますが、互譲の精神だけは持っておりますので、ですけども私だけで決めるもんではありませんので、だから約束ができませんということを申し上げとるわけでして。

松元議長 わかりました。

田中（満）委員 きょうはやめにしましよういな。いや、庁舎位置をですよ。会議をやめるって、それはあんたらが決めることだけ。

松元議長 わかりました。今たくさんの方から御意見いただきましたが、非常に重要な問題でありまして、それぞれの思いは一つの方角かもわかりませんが、重要課題としてこれは次回に決定させていただくと、決めさせていただくことを踏まえながら、考えながら今回は継続としてやらせていただきたいと思いますと思いますが、御同意いただけますでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂町の田村です。いろいろと意見が出ております。私は浜坂町の中井委員と同じような意見を持っておりますけど、それはもう申し上げません。しかし、いろいろ意見が庁舎と、それから新町名の話で、結局、集結する議長が2つを絡ませた決のとり方するから問題があるわけであって……。

松元議長 いやいや、絡ませないと私は言いましたよ、だから。

田村委員 いやいや、絡ました決のとり方であったわけだ、初めは。

松元議長 違います。

田村委員 これは大事な問題ですから、庁舎の問題や位置については問題が大きいと、ですからこれは軽々にきょう一日で考えずに、みんな時間をかけてゆっくり考えようやと、いうことでやるならおさまりがよかったと思う、私はそう解釈しておりますよ。あんたは修正されたかしらんけど、私の気持ちはそういうふうにしてるわけ。そこが一番大事です。そうすると次の名称の話は、先ほど議長がこういう諮り方をしたから今度は名称の方も同じ意見が出る。庁舎の位置は大事だよと、だから次回にしよういなと、ゆっくり考えよういなと。新しい名称のときにも、きょうも名称も大事なことからこれもゆっくり考えようなと、いったら丸くおさまるんです。そのことを私は申し上げときたい。だから大事なことから、延ばすっちゃうなら延ばして結構だと。以上。

松元議長 田村委員からの御意見でございますが、私は、委員さんの方から庁舎と名称と一緒に絡んだ御意見が出ましたから、これは別々の問題ですから次回に繰り越すように継続にしましょうと。次には町名のことについての決め方についても出てきますよということでは私は言っておりますので、これは分けて考えたいという意見を私は言っております。その提案をしておりますので、その点で御了解願いたいと思います。田村さんの言われとるとおりでございます。絡めたことで賛成だ反対だということではないということでは私は提案したつもりでおりますので、御了解いただきたいと思います。

ということでございます。継続でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあこの件は、次回に継続審議とさせていただきます。

続きまして、協議第11号、新町の名称についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 10ページをお願いしたいと思います。協議第11号、新町の名称について。新町の名称について提出する。平成15年11月12日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目3、新町の名称について。新町に最も好ましい名称を選定する。平成年月日確認・継続審議。

11ページをお願いします。1、名称選定の根拠は、地方自治法第3条第3項の規定によりまして、地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例で定めることとなっております。今回合併により、浜坂、温泉両町を廃し、その区域をもって新しい町が設置されるため、それぞれの町は消滅することになります。したがって、合併までに新町の名称を決めておく必要があります。

2、選定基準でございますが、1、地域が地理的にイメージできる名称、2、地域の特徴をあらわす名称、3、地域の歴史文化にちなんだ名称、4、合併を記念した名称、5、その他新町としてふさわしい名称の5点をお示しいたしております。

3、検討課題として、(1)選定方法についてということでございます。そこに4つの案をお示しさせていただきました。A案は、合併協議会の委員の皆様の提案により合併協議会で決定する、B案は、一般公募により意見を募り、合併協議会で決定する、C案は、専門家等の提案により合併協議会で決定する、D案は、その他の方法により合併協議会で決定するという4つの案を考えました。この中から選定していただければと思います。次に(2)ですが、現行町名の取り扱いについてですが、現行の町名を使うのか使わないのか御協議をお願いしたいと思います。

下の四角には、参考法令として地方自治法第3条を抜粋して掲げておりますし、12ページには、参考資料1で、名称の取り扱いに係る留意事項として当時の自治省見解を掲げております。13ページには、参考資料として先進事例を掲げておりますので、御清覧賜りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、先ほどと同じように順を追って質疑を受けてまいりたいと思います。名称の選定の根拠ということについては、皆さん、ございませんね。

〔質疑なし〕

松元議長 じゃあ、次へ進みます。



選定基準についてでございます。5つ出ておりますが、これらについて御意見ございましたら。

中井祥三委員。

中井（祥）委員 この選定基準の関係なんですが、私は、この1、2、3、4、5というような選定の基準を箇条書きして分ける必要があるのかなど。新町にふさわしい名称というふうにすれば、こう分けていきますと、やっぱりいろんな議論が多くなって選定しにくいというふうには私は思います。だから選定基準としては、新町にふさわしい名称という表現だけで私はいいいというように考えますが、いかがでしょうか。

松元議長 ただいま5項ある中の1つだけの新町のふさわしい名称でいいではないかという意見もございました。このことに対しての意見で、ありましたらお願いしたいと思います。

中井登委員。

中井（登）委員 中井です。委員長、過ぎたことなんで申しわけないんですが、5町合併のときに選考しましたね、名前を。あのときは何をもちて基準でなされたんですか、あれは。それを教えてください。

松元議長 事務局、説明できますか。

じゃあ、事務局から説明させていただきます。

阪本事務局長 前回の5町るときは一般公募を行いまして、選定基準につきましては、今の5項目を基準に名称の小委員会の中で検討していただいて、委員さん方がこの5項目を見ていただきながら、その中から選んでいったというふうな経過でございます。

松元議長 中井登委員。

中井（登）委員 よくわかりましたけれども、中井委員さん、名称の委員会であるかどうかわかりませんが、あのとき田中さんでしたね。田中さん、その選考した方がこの基準はなくても十分できるという御判断だったのでしょうか。田中さん、教えてやってください。

松元議長 じゃあ、おっしゃってください。

田中要委員、よろしいでしょうか、お願いいたします。

田中（要）委員 それでは過去の話であります。実は、公募してするまでにこの選定基準というのは数多くの町民の方々が、5町ですからどういう基準で、あるいはどういう考え方で応募されるかということについては、やはりお示しをしなければならぬという

うことの中で、じゃあ何でもいいですわという部分というのもあったかと思うんですけども、やはりそれぞれ地域の中で歴史・文化・伝統、そういうものを重んじるとするなら、それぞれイメージのできる選定基準が必要であろうということで、ここに上げております5項目について、それぞれこれをもとにして公募をお願いしたというのが事実であります。そのことで選定をさせていただいて、選定結果について、その名前の横に例えば1と3と5と、例えば地理的にイメージできる、あるいは歴史・文化にちなんだ名前だ、あるいは新町にふさわしいという名目でお名前を、その応募された方々がなぜ、どういう基準で応募したかということをお示しをして皆さんにお配りしたということでございますので、この5つの分については、私はそれぞれ応募する方々、応募するかどうかわかりませんが、考える上では重要だと思っています。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

今2つの意見、このまま5つの基準でしていこうかということになると思いますが、その方と、それから一番最後の新町としてふさわしい名称ということだけで選んでいったらということと2つ出ておりますが、それについてどうですか。このことについて御意見ございませんか。

現状のまま5つ残すということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では基準としては、このまま使わせていただくということをお願いしたいと思います。

次に、検討課題として選定方法についてでございます。4つ案が出ております。これについてどれを選ぶかということになると思いますが、皆さんの御意見をお聞かせいただけたらと思います。

岡田委員。

岡田委員 温泉町の岡田でございます。前回のときも考え方は同じでございましたけれども、やはりこのように合併するとした場合の住民が特に直接意見を出せれる大きな機会というのは、この名称というふうなことが大きいというふうに私は思います。したがって、住民参画ができるやはり一般公募というふうなことを考えていただく、それによって次の選定をしていくと、このようなことをお願いしたいというふうに思っております。

なお、前回の場合に非常に失敗した例として、公募していただく前段には、やはり選考基準が当然守られるような形でのそういう公募の基準を明確にさせていただきたい。一例は、

やはり旧町名は使わないというふうなことについては、小委員会等で後で協議されて非常に住民の批判を受けたと、このようなことのないような形は当然すべきと思いますし、なおまた、やはり一たん公募というふうなことに決めていただきましたときに、数の論理だけで物事を優先するというだけでは一考を願いたいと、このように思います。

松元議長 ただいま1つの意見が出ました。ほかにございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは今の意見だけで、ないということだと、B案にということで同意願えたものと思ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、B案でということで進めさせていただきます。

2番目に、現行町名の取り扱いについてということでございます。A案、B案それぞれ現行町名を可とするか否とするかということです。この件につきまして御意見を伺います。

中田委員。

中田委員 浜坂の中田ですけども、C案として、現行町名、一部名を記載するというところを入れたらいかがでしょうか。例えば温泉だけでも温泉の温とか浜坂の浜だったら浜だけを使えるとか、一部を記載できるという案を入れてほしいんですけど。

松元議長 それは可とするか否とするかで……。

中田委員 現行名じゃないですよ、一部名ですよ。

松元議長 いやいや、それはフリーで選んだらいいわけですから、新しい名称ですからいいと思います。

それでは、A案に賛成の方ありますか。

岡田委員。

岡田委員 先ほど私、それこそ御意見申し上げましたように現行の町名は可とするということをお願いをしたいと思います。

松元議長 ほかの御意見ありますか。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。今、可とするという意見がございました。思いは大変その中にこもっているように感じるわけですけども、どうであれ新しい町ができるという判断のもとに考えれば、名前は、現行町名は不可として新しい町をとというイメージを出した方が私はいいと思います。

松元議長 田中委員。

田中（要）委員 過去の話をして、大変恐縮ですけども、かつて5町の時にこのことで大きなご批判をいただいたということです。名前には歴史と文化、それといるんなことがついて回っておりますので、したがって、現行町名を不可とするということについては非常に大きな抵抗を感じておるもんであります。したがって、素直に現町名については、私は可とすべきだというふうに思っています。何の他意もありません。

松元議長 可とするかどうかについて御意見ございましたら、ほかに、述べてください。

可とするということは、それも含んでおくということで、否とするということは、それを全く除外するという形になると思うんですが、その町のあれを除外するということになる。含めておいてそれが選ばれるかどうかということは、その後の課題となると思うんですが、いかがでしょうか。ありませんか、特に。

中井登委員。

中井（登）委員 これも他意はありません。長い期間かけて5町合併をいたしましたときに、新市の名前をつけるときに旧町名を使わないといった最大の根拠は、争い事をなくするという、お互いの主張をなくするという弊害を取り除こうと。いずれそれぞれの町が歴史と伝統を持っておりますから、それを主張してくるのは当然なことであって、お互いの思いは、そりゃ当然だと。ですから、それを対等合併という形の中で生かそうとすれば、その阻害するものを取り除くという意味で現町名は使わないという経緯を私は持ったと思います。そのことと、じゃあ2町ならそのことはいいのかという問題だけが心配です。それ以外は心配しておりません、ですからそれについてのみんなの忌憚のない御意見が伺えたらなど。争わないんだということであるんならば、私はそこに執着するものではありませんけれども、もともと5町のときにそういう心配があったからこそ現町名は使わないという配慮をしたというふうに私は思っておりますので、この点は提案者の方から一度思いを聞かせていただけませんかね。いや、大丈夫だと、そういうことはというふうにおっしゃるのかどうか。私は少し心配はしておるんですが、いかがなものでしょうか。議長さん、取り扱いをお願いいたします。

松元議長 提案者の方で意見を求められておりますが、お願いできますか。

会長。

中村会長 名称の問題は意見があるわけですが、幹事会や我々の方もこういう方向でということは一切決めておりませんから、この協議会の中で可とするのか否とするのかは決

定していただきたいということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。先ほどその検討課題のところで、B案で一般公募より意見を募り、合併協議会で決定するというのを皆さんが承知をされたと思えます。ですので私は、2の現行町名の取り扱いについてはA案もやはり入れておくべきだというふうに思います。長い伝統の町名が消えるということは、住民の皆さん、非常に哀愁があると思えますし、これはやはり入れておくべきだというふうに思います。

松元議長 ほかありましたら。（発言する者あり）

じゃあ、副議長の方が意見あるそうですね。

丸山副議長 済みません。先ほどからの庁舎位置のことからも出とりましたけども、次に課題を残さないということが一つあるわけです。その中で先ほど田中さんの言われた部分で、A案でいくということの中で先ほどもあったですけど、数の論理ではありませんよと、このことも十分踏まえて、また現行の町名も入れて、その中で次に課題を残さないということの本当に譲り合いができるのかできないのか。あるいは全くまた違った名前が出てくる可能性がありますね。先ほどの温泉町さん方の意見の中では、やはり温泉町に少し配慮してほしいとか、そういったものも聞いておりますし、そういった中でも本当にそのことがきっちりとこの中で合意がとれるのかどうなのか、このことを危惧するわけですけど、そこをもう少し御議論いただきたいなと、それ以上議論出んかな。

松元議長 田中委員、どうぞ。

田中（董）委員 田中です。ここに、さっき言いますように一般公募により意見を募りということですから、これらの中で名前がかなり1、2、3と固まりましたら、それらの中でやはりこの協議会で決定していくということで、余りそこばかりに、現行町名にこだわったということじゃなくしての決定方法もあるんじゃないでしょうか。私はそう思います。

丸山副議長 わかりました。今のことで十分わかりました。

松元議長 ほかに意見ございますか。

丸山副議長 新たな名前もあり得ますよということをおっしゃっておるわけですが、田中さんは、そのことも考慮してやっていこうということですからね。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 岡田でございます。先ほど私がA案にと言いましたものも、決して現行の町

名にこだわるという意味が先行しとるものではございませんので。ただ、前回の5町のと  
きに、当初のそのような応募をいただくときに、そのようなことを決めずして選考の段階  
で5町の町名は使わずにいこうと、このようなことを決めてしまったものですから非常に  
住民の方からいろんな御批判を受けたと。それを解消するためにおいて、やはり前回の中  
においても、そのようなことで旧町名を使った応募者が非常にたくさんいらっしゃいまし  
たので、そういうことからするならば、やはりこの際、同じような形で応募はしていただ  
いて、選考の中においては数の論理だけでいかに、いろいろと考慮して選考していただ  
くということをお願いしたいと、このような意味で私は先ほど御意見を申し上げましたの  
で、よろしく申し上げます。

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 旧町名を可とすることも、いいっていえばいいでしょうけれども、5町合併  
のときの反省から来たということですからけれども、結果で、先ほど意見の中にもありまし  
たけれども、とても收拾がつかんのじゃないかという懸念を私は持っております。ですから  
そうすると、よしとしたときに、これが本当は好ましくないとしたときにはどうするかと  
したら、応募された人に大変申しわけないことになると思う。数の論理で言うと、旧町名  
ということにこだわるということになると、非常にそこに殺到されると思う。そうすると、  
そこは大事にしてあげんならん。その懸念があるから旧町名は外して新町にふさわしい  
名称をとということは今まで5町合併のときにもそういう取り扱いをしてきたと、こうい  
うに私は思っております。ですから入れるのと入れんと、入れるということの重みとい  
うのは、やっぱり重要視していかないけんということをおし上げておきます。

松元議長 ちょっと私、温泉町の議長としての立場で発言させていただきます。前回、  
温泉町におきまして、実はこの町名が外されたということで、最初からなかったものを  
途中から外したということで、やはり住民の思いが、例えば温泉町というのも一つの候補  
であるのに、それを全く討議されないということについていろいろ意見が出たわけですね。  
ということは何を望むか、浜坂にしても浜坂町という言葉が最初から入れないということ  
につくと、もうそれぞれの町が否定されたという、そういう立場になると思うんです。養  
父郡においても朝来郡におきまして、それぞれ自分の町がということは一つの誇りとし  
て提案したいということもあると思います。その中からどれを選ぶかということは協議会  
の中で、先ほど決まりました協議会の委員さんの中の御意見を意識しながら選ぶとい  
うことであっても、やはり最初から否定ということは、これは2番の中にありました地域性と

か、あるいは地理的にとかどうか、いろんなことをもう初めから否定するという形になると思うんですね。そうすると、住民の思いも踏まえた中で、やはりそれが選ばれるかどうかということは住民に問うという形を、可としながら問うという形をとっていただくべきではないかなと、そういう思いを私は持っております。

熊本委員、どうぞ。

熊本委員 浜坂の熊本です。1番、名称選定の根拠というところに、きちっと浜坂町、温泉町を廃し、その区域をもって新しい町の設置をされるため、各町の名称を消滅すると書いて、この概要は要らへんじゃないかと思しますので、これにのっとっていきたらお互いが譲り合うことになるじゃないかと。それだったら概要はもうなしにして初めから出したらいいと思いますけど、どうでしょうか。それとも、また次に譲ったらどうでしょうか。

松元議長 副会長、どうぞ。

馬場副会長 この根拠につきましては、浜坂町、温泉町というエリアというふうなものが中心になる。自治体そのものということで、このエリアを特定しているというふうにとらえていただくべきじゃないかなと思うんですけれども。

松元議長 中井祥三委員。

中井(祥)委員 先ほどから5町合併のときの委員会でのその話なども出ておりますが、私は、外すという根拠が争いのもとになるからという考え方については、一連の皆さん方の発言を聞いてる中で、そんなことはあり得んのじゃないかなと。互譲の精神でお互いがお互いを認め合いながらいこうということが前提にあるわけですから、これまでの名称を否定するということが自体が私はあるべきじゃないと。それはオープンに、すべての名称を含めて検討するべきだというように思います。

松元議長 中井登委員。

中井(登)委員 きょうはあんまりしゃべりたくなかったんですけど。ここの委員会だけで決めさせていただけるなら、私は温泉町を高く評価していますので、我々2町の町これから建設委員会が検討されるわけですが、この2町を合わせまして最も大事な、いわゆる宝物は湯村温泉ですよ、やっぱり。それはよくわかります、わかりますから、そこまで理解十分しとるつもりですが、このたびの合併は我々が決めるわけじゃないんです、議会議決を経なきゃなりません。町長さんが執行権を持っておるといいましても、この合併問題だけは執行権はありません、議決権だけですから。この問題を考えないで、ここの場だけで決着がつくなら私は私なりの考え方がありますから述べていきますけれども、町を

挙げて町民をバックにしておられる議員さん方が、果たして旧町名で公募してそれを争ったときに議会の議決は正常にいくと私は思えないんです。そこまで踏み込んだ考え方をしときませんか、また2町もだめだったというような結果に何かしらの寂しさを感じますので、どうかいろいろ事情もあるでしょうが、それ以外なら禅譲は十分考えますが、ここだけは少しお考え願って、議会議決という問題がありますので、温泉町の議会もあれば浜坂町の議会もあります。この議決を経なければ空論に終わります。ですからぜひとも、きょう5人ずつ議員さんがおられますので、議員さん方、本当にこの問題は真剣に討論をしていただいて結論を引いてほしいなど、これ私の3号委員としての願いであります。議長、よろしく願いいたします。

松元議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、そろわれたようですので、会議を再開したいと思います。

休憩前にいろいろそれぞれに御意見が出て、旧町名を使用するしないということや可とするか否とするかということが出ておりますが、それぞれの思いが確かにあるところでございますが、私は、実は浜坂町であれ温泉町であれ、それぞれの町がそれぞれの自信を持ったというか、自負した名前があると思います。それを最初から否定されるということになると、町民にとってもいろいろ手痛い決断だということになってくると思います。そうした中で、先ほど検討課題の中でB案ということで町民に公募するということが出ております。やはりそれぞれの町民がそれぞれの思いを持って最善と思う中に浜坂町があっても温泉町があっても、それぞれ出していただいて、その範囲の中で判断でさらにまだいい新しい名前が出てくればそれということもあるでしょうし、なければその中のどちらかを選ぶということも出てくるでしょうし、やはり制限された中で住民が公募するということには、私はいささか問題があると思います。この御意見が拮抗している中で私の判断としては、ぜひこれは可とする方で、旧町名を可とする方で一度住民に諮っていただくという判断をしていただけたらと思いますが、そのことについて御意見がありましたらぜひおっしゃってください。

会長、副会長、ございませんか。

中村会長 今、議長が申しあげましたように浜坂町、温泉町という名前が出て、それをまた決定でないわけですが、それを踏まえて議論するわけですから、私も議長が言いましたように可とする方でお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。



松元議長 ただいま会長からも提案がありました、このことについて御同意いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、皆さんの御同意いただいたものとさせていただきます。

この件につきまして、あと決め方については、いろいろの過程を経ながら一般公募により意見を募り、合併協議会で決定する。その中身につきましては、現行町名も可として応募いただくということでお話をいただきました。この件の進め方について、あとどういったふうに公募するかということがあると思いますので、そこらについて事務局の方から説明をいただきながら今後の進め方について、これの進め方について事務局の方から説明をいただきたいと思います。

阪本事務局長 公募ということで決定いただきましたので、次回の協議会の中で名称の募集要領と選定に取りかかる取り扱いについてということをお協議いただきまして、例えば募集期間をどれぐらいにするとか、それから募集の条件として、1人1点にするとか2点にするとか3点にするとかというふうなことを募集要項としてお示しをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

松元議長 ただいま応募の方法について事務局の方から説明がありました。これらの件について次回にということですが、皆さんの方から、会長、副会長も含めてありましたら意見をお聞きしておきたいと思いますが。

副会長。

馬場副会長 その一般公募の方法なんですが、これを1つずつまた次に議題として上げて決めていただくというのも相当時間がかかると思いますので、事前に事務局案というふうなものを配付を申し上げまして、それで理解と認識をいただくというふうにさせていただいた方が、次の機会に1つずつまた議論しとりますと相当時間のロスもあると思いますので、事務局案をあらかじめ御提示申し上げまして、それについて一定の御意見をちょうだいしたらというふうに思います。

松元議長 ただいま副会長の方から事務局案を提示していただいて、次の会にはそれで決定いただくという、そういう考えでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 じゃあ、次の会は、また後ほどいつということが出てくるとは思いますが、定例会にするのか臨時会にするのかということも出てくるとは思いますが、その点は後に回し

たいと思います。

それでは、ただいまの協議 1 1 号につきましては、先ほどから御討議いただきましたとおり一般公募により意見を募り、合併協議会で決定する。現行町名は可とするということでアンケートをとらせていただく。そのアンケートのとり方については、皆さんに提示いただいて、次回決定いただいて、そのままアンケートに持っていくという、そういう形をとるということで御了解いただきたいと思います。

続きまして、協議第 1 2 号、新町建設計画（その 1）についてということで説明をお願いします。

阪本事務局長 では 1 4 ページをお願いいたします。協議第 1 2 号、新町建設計画（その 1）について。新町まちづくり計画（新町建設計画）策定の基本的な考え方について提出する。平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目 6、新町建設計画（その 1）について。新町まちづくり計画（新町建設計画）策定の基本的な考え方について、別紙のとおり定める。平成年月日確認・継続協議。

1 5 ページをお願いいたします。ここには新町まちづくり計画策定の基本的な考え方ということで図らせていただきたいと思います。1 つ目に、合併特例法による基本的な考え方。合併特例法第 5 条第 2 項では、市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性や速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないと規定されております。この計画には、合併特例法の第 5 条第 1 項でございますけれども、1 つに、合併市町村の建設の基本方針、2 つ目に、合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項、3 つ目に、合併市町村の公共的施設の統合整備に関する事項、4 つ目に、合併市町村の財政計画の 4 項目につきまして作成することとされております。新町の建設計画は合併協議会が作成するものでありまして、合併特例法に基づく財政措置を町が受けるためには、この建設計画の作成が前提となっております。

次に、市町村建設計画は、特例法に規定されている名称でありますけれども、建設計画とはまちづくりの意味でありますので、ソフト・ハード両面の振興整備を含む幅広い概念であることに留意し、今後は、本協議会では新町まちづくり計画というふうにさせていただきます。

2 つ目に、新町まちづくり計画と合併関係町の総合計画との整合を図ることですが、新町まちづくり計画におきましては、2 町の総合計画の理念の実現のため、地域の

持続的発展をみずから考えみずから責任を持って実行する地方分権と住民自治を確立し、少子高齢社会における住民生活の向上と地域の総合力を高めることを目的としております。現在作成されております各町の総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定されておりました。各町が将来を見通した長期にわたる振興施策を確立するとともに、個性と魅力にあふれたまちづくりを進めるための基本となり、計画的な行政運営の指針となっております。これから作成する新町まちづくり計画は、2町の総合計画の理念に基づき基本方針を作成いたしまして、具体的施策については、2町の実施計画等をもとに施策の整合を図るとともに、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策についての調整も図ってまいりたいと考えております。

3つ目に、新町まちづくり計画における財政計画との整合についてでございますが、財政計画につきましては、新町まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、施策の優先順位と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を確立する必要があるため作成しなければならないものでございます。財政計画につきましては、計画期間をまちづくり計画と同様、平成17年から平成26年度までの10カ年とし、年次別の重点的、効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものでございます。また、長期的な財政運営を考慮し、歳入においては地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意することとしていきたいと思っております。

4つ目ですけれども、まちづくり計画の期間と策定の手順でございます。計画の期間といたしましては、合併特例法による財政措置期間と同様、合併後10カ年といたします。それから計画策定の手順でございますが、2町の総合計画等と整合性を図るとともに住民意識の把握、それから反映に努め、将来像実現のための具体的施策を策定いたします。まちづくり計画のうち構想部分、将来像等でございますけれども、全体計画の骨格となるものであり、施策・事業はその基本方針をもとに作成されると考えております。

済みません、17ページをお願いしたいと思っておりますけれども、ここに手順といたしまして新町まちづくり計画の策定体系図ということ掲げております。まず左上に総合計画等々、右側に住民の意向調査や要望ということがあります。このことを把握いたしました後に、新町のまちづくり計画の策定にかかってまいるということでございます。特に委員の皆様方をお願いを申し上げなければならないのは、きょう最後に、その他の項でアンケートをお願いする予定にしておりますけれども、1番にあります新町建設計画の基本方針というも

のを作成しなければなりません。このことはアンケートをもとに事務局で原案をつくって、皆様方にまたお示しをさせていただいて御協議をお願いしたいと思います。

それから、2番、3番、4番の部分につきましては、この部分は計画部分でございますので、浜坂、温泉両町と合併事務局の方で事務的にとりあえず原案をつくらさせていただきます。中間のまとめとありますけども、これは1番、2番の部分のことが原案なり協議会の中で協議されて、まとまった段階で中間のまとめとさせていただいております。それから次に、その中間のまとめが終わった後には、住民説明会の開催ということで、これは4月から5月ごろぐらいに住民説明会を開催できたらというふうに考えております。それからその住民の御意見も取り入れて、最後にまちづくり計画の原案のまとめということになってくるわけでございますけども、このまとめといたしまして、6月か7月ごろぐらいに原案をまとめて、またこれを皆様方にお示しさせていただきながら協議をしていただきたいというふうに思います。それとともに同じ時期ではございますけども、最終で兵庫県との協議ということでございます。これも6月、7月ごろぐらいに兵庫県との協議を並行して進めてまいりたいと思います。最終8月か9月ごろに合併の調印というふうなことでございます。また新町が発足後には、改めて今度は総合計画を策定する必要がございます。というふうなことで、手順としては大体のスケジュールはそういうふうなことになっております。

もう一つでございますけども、18ページを済みません、ごらんいただきたいと思っておりますけども、ここにスケジュールを掲げておりますけども、住民の意向調査につきましては、今申しあげましたように11月か12月ごろまでに、5町のときにつくりましたアンケートを、そのまま2町用の部分を取り出してきて集計をさせていただきたいというふうに考えております。それから2のまちづくり計画の策定でございますけど、全体で9つの項目がございます。そのうちの1番から5番までの方針につきましては、来年の3月ごろまでにまとめていきたいというふうに考えております。それから6番から9番のことにつきましては、来年の6月、7月ごろぐらいにまとめていくというふうな計画を立てております。

それから、済みません、19ページでございますけども、ここには2町の町勢振興計画、総合計画の項目別の一覧表でございます。既に総合計画なり町勢振興計画、2町の分につきましてはお渡しさせていただいた方もありますし、新しい委員さんにつきましては、本日机の上に配付させていただきました。そのこの項目の部分だけでございます。人口につきましては、国勢調査で浜坂町が1万1,222人、温泉町が7,379人ということで

ございますし、構想の期間ということは、浜坂町が平成21年度、温泉町は平成20年度までの構想ということでございます。

それから、キャッチフレーズといたしましては、浜坂町が「日本海文化を育む、健康と自然浴の都市(まち)浜坂」ということですし、温泉町が「自然の恵みと温もりのあふれる里-温泉町」ということでございます。人口の見通しは、浜坂町の方が1万2,000人ということで、国調から比べると若干ふえておりますし、逆に温泉町の方が7,100人ということで、国調から比べますとちょっと減っておるといふような見通しを立てておるとことでございます。施策の大綱でございますけども、浜坂町では6項目、温泉町も6項目でございますし、主要プロジェクトにつきましては、浜坂町は9項目、それから温泉町が13項目を掲げてございます。

21ページでございますけども、ここに参考2ということで、市町村建設計画と基本構想についてということでお示しをさせていただいております。これは合併協議会の運営の手引というところからの引用でございますけど、いわゆる市町村建設計画といえますのは合併特例法の中で出てきますものですし、基本構想というものは、地方自治法の2条第4項で定めなければならないというふうに規定されておるものでございます。中身につきまして若干の違いがございます、若干といえますか、具体的には、市町村の建設計画の中には具体的な事業名が掲げておりませんが、町村の基本構想なり総合計画、市町村計画につきましては、実際具体的な事業名、例えばどこどこ公民館を建設するとか、どこどこ路線の整備を促進するとかというふうな路線名まで出ておるといのが市町村の総合計画なり振興計画でございます。町村の建設計画の件につきましては、本日養父市の建設計画を皆様のお手元にお届けしておりますので、イメージとしてはそういうふうなものだということで御認識をお願いしたいというふうに思います。前におられた委員さんには、篠山市の分も前回配付させていただいたというふうに思いますけども、今回養父市のものをそれぞれ参考として、イメージづくりとしてお手元の方に配付させていただきました。

22、23ページにつきましては、それぞれ合併特例法の建設計画の部分、それから23ページには、合併特例債のことにつきましてそれぞれ掲げてございますので御清覧賜りたいというふうに思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

これから膨大な量の討議になると思いますが、この件につきましては、基本的な考えと皆さんの方で御意見ございましたらどうぞ。

特にならなければ、このことは何回となく討議いただくことと思います。継続にしたいと思います。よろしゅうございますか。

全体としては継続でございますが、新町建設計画（その１）についてということで、建設計画の策定の基本的な考え方については、ここで御決定いただくということをお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 その１について御決定いただきました。

それでは次に、協議第１３号、電算システム関係事業の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局、お願いします。

阪本事務局長 協議第１３号、２４ページをお願いいたします。電算システム関係事業の取扱いについて。電算システム関係事業の取り扱いについて提出する。平成１５年１１月１２日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目２３－１５、各種事務事業の取り扱い、電算システム関係事業の取り扱い。電算システム関係事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないように２町間のネットワークを構築する。ただし、統合の必要がないシステムについては、合併後必要に応じて調整するものとする。平成年月日確認・継続審議。

めくっていただきまして、２５ページでございます。電算システム関係事業の取り扱いについてでございますが、電算システム業務につきましては、昭和４５年に税額等の計算を行うため、浜坂、温泉両町が共同で会計機を導入以来３０数年間の歴史があります。昭和５０年には、それぞれの町で小型コンピューターの単独導入をしておりますが、業務の多様化に対応するためシステムのバージョンアップを図ってまいりました。現在では２町で６３種類のシステムが稼働しており、住民サービスの維持・向上にその力を発揮しております。今回合併するためには、この電算システムの統合を図らなくてはなりません。スムーズに住民サービスが低下しない、経費を安くということを中心に調整をしていきたいと思っております。

そのための具体的調整方針といたしまして、でございますけれども、２町の事務事業において電算システムによる業務処理は必要不可欠な現状にある。合併後の住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明発行などの窓口業務や自治体の基幹収入である税の賦課、徴収業務な

どをスムーズに移行し、住民サービスや事務処理能力の低下を招かないよう配慮、対応するとともに、類似または同様のシステムを統合することにより運用経費の削減を図ってまいりたい。具体的な調整方法として、住民サービスに直結している住民記録、印鑑登録、税などのシステムは、2町で稼働しているシステムをベースに合併に必要な機能を付加する方法で合併型システムを構築することより調整を行うものとする。その他のシステムについては、2町で安定稼働しているシステムの中から代表システムを選択し、システムの統合あるいは改造を行い、または最新パッケージと入れかえる、もしくは新規にシステムを導入する等の方法で調整する。ただし、合併に伴う調整が必要ないシステムについては現行システムを継続して運用し、新町が発足した後、可及的速やかに調整を行い、早期にシステムの全面運用を目指していきたいと思います。庁舎間の高速ネットワークを構築し、いずれの庁舎においても窓口業務が滞ることなく住民サービスが提供できるように調整を行う。また、庁舎と公共施設間の高速ネットワークもあわせて構築し、業務の効率化を図っていきたいと思います。情報セキュリティについても配慮をしていきたいと思っています。で、電算システムの運用形態については現在2町とも単独で運用しているため、新町においても単独で運用していきたいと思っています。

3の調整方法ですが、合併型から新規型までの言葉の意味も含めてお示ししております。今の状況から考えますと、新規型の調整はしなくてもよいと思っております。

26ページから28ページまで参考資料を掲載しておりますが、システム名、調整方法、現在の導入状況に区分して、合併までに稼働させるものを3件、合併の日に稼働させるもの17件、合併日後に稼働させるもの18件、継続運用または新町において調整をすればよいもの25件を掲載させていただいております。

なお、このシステムの調整方法は、事務事業の調整で変更や廃止をすることを申し添えておきます。御清覧賜りたいというふうをお願いしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま13号につきましての朗読、説明は終わりました。

この件につきまして質疑に入りたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 ここに文章であらわしていただいておりますことについては、ほぼ理解ができるわけですが、実際このようなことの中で現在考えておられます事業費等がもしわかりでしたら、概算であってもお聞きできないでしょうかと思います。

松元議長 それでは事務局、お願いいたします。

阪本事務局長 この63システム全部で今の概々算でございますけども、3年間で3億8,400万程度になります。以上でよろしいでしょうか。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 この電算システムについては、5町合併のときにも議会でも結構論議され、今回2町合併でも当初は案外システムが同一だから安くつくということを知りつつ、ふたをあけてみたら結構かかるとかという話だけ伝わってきて、きょうの説明は非常に工夫を凝らしてすばらしく運営するということが説明されとるわけですが、この合併の中では重要な位置を示しておりますので、概々算であろうが何であろうが3年間にわたっての資料とか、出せるものは次回協議会にはぜひ提示願いたい。それで、特にコンピューターに詳しい職員を配属し、いろんなむだを省くということが今回の2町合併のコンピューターシステムには取り入れられたというふうに聞いております。ぜひ、非常にわかりにくくて金の食う部門ですので、やはり詳しく資料も提示していただきながら進捗状況等も示していただきたい。要望しておきます。

松元議長 事務局。

阪本事務局長 今回この電算システム関係事業の取り扱いということで御協議、御決定いただいたら、その後は、既に浜坂町、温泉町とも予算化をされております。その関係で今度契約というふうな次のスケジュールに入っていくというふうに思っています。契約の段階で金額が固まってくるというふうに思っていますので、その金額が出てきましたら皆様にまたお示しをさせていただきたいというふうに思っています。以上でございます。

松元議長 そのほかありませんか。

田中要委員。

田中(要)委員 先ほど事務局が必要経費、3カ年で3億8,400万ということでしたが、これはあくまで電算システム統合による経費であって、例えばハードウェアが3カ年で必要になるものがあると思います。あるいは保守費用が出てきます。あるいは2町のネットワークの構築費用が出てくるというようなことが想定されておるやにお聞きしておるんですが、いわゆる電算すべての経費の中で概々算であってマックス幾らというふうなやはり話をさせていただきませんか、恐らくやこれは小出しで出てくる電算システムの経費があると思います。したがってそうなりますと、すべて3億8,400万でできると思ったのに、残念ながらこれの4倍かかったというようなことが出てきたとするなら、



はっきり言ったら小出しをし過ぎて我々協議会のメンバーにはわからなかったという状況がややもすれば出てきますから、したがって、この3年間で3億8,400万円というのがすべてでありますよというようなことは言わないでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

松元議長 事務局。

阪本事務局長 今回の部分、きょうの協議項目はシステムの話だったものでシステムだけの金額を申し上げましたが、加えてまだ調査をかけてみなければわかりませんが、ハードウェアの費用といたしまして、もし購入するとすれば2億3,500万、これは買い取り価格ということでございますので、実際はリースの方になるんじゃないかというふうに思っています。これはもし浜坂町さんなり、温泉町さんなりが、まだそういう機械が使えるという部分がありましたら、この金額は下がってくるというふうに思っていますし、保守の費用につきましては3カ年の合計で3,600万程度ということでございます。

それからもう一つ、2町間を結ぶ部分と2町にあります公共施設を高速ネットワークっていいですか、光ファイバーで結ぶということですね、そういうことをしていかなければというふうに思っているんですけども、これもNTTの分を借り上げるのか、実際直営でやるのかということですけども、もし直営でやるとすれば約5億700万程度かかるんじゃないかと。まだこれは調査を、この今のネットワークの部分につきましては合併協議会の事務局の方で調査を、今年15年度で3月いっぱいまでにやっていくというふうなことにしております。調査が終わればこの金額も大体出てくると思いますが、今の部分は概々算ということで御承知おきいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

松元議長 よろしいですか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、質問はないものとしてさせていただきます。

ただいまの協議第13号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは次に参ります。

その他の件について、まず新町の将来像等に関するシート作成についてを事務局から説明をいたします。

事務局。

阪本事務局長 この件につきましては、担当の西村（徹）主幹の方から説明を申し上げます。

西村（徹）主幹 失礼します。それでは、私の方から説明とお願いをさせていただきたいと思います。

資料29ページをお開きください。協議事項の中で局長の方からも触れましたけども、浜坂町・温泉町合併による新町の将来像等に関するシート作成についてということで、委員の皆さんにシートをお配りして、返信用封筒をお手元にお配りをさせていただいております。このねらいにつきましては、新町まちづくり計画策定に当たりまして期間が短期であるということで、なるべく早く各委員の意見を把握したいということでシート作成を依頼をしたいと思います。

2点目に、活用についてでありますけども、本シートで把握した課題・意見等は、新町まちづくり計画策定における今後の会議運営の参考、資料作成等の事務局の準備事務に活用します。取りまとめた結果につきましては、協議会に報告をする予定にしておりますので、御了解いただきたいと思います。

3点目、その他でありますけども、本シートにつきましては現段階での課題や意見を把握するものでありますので、今後の協議会の協議の段階での意見等を拘束するものではありません。

次に、4点目としまして提出期限でありますけども、11月の25日火曜日までに返信用封筒によりまして各町役場または合併協議会事務局の方に提出をお願いしたいということになります。シート記入につきましては、シートの一番下に記載をしておりますけれども、できるだけ箇条書きで御記入をいただけたらというふうに考えておりますし、記入欄がもし不足する場合には別紙でつけ加えていただいても結構でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明終わりました。

御質問のある方はお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、説明のとおり決定とお願いいたします。

次に、次回協議会開催日程についてを事務局から説明いたします。

事務局長。

阪本事務局長 次回の協議会につきまして説明させていただきます。

第3回協議会の開催について。日時、平成15年12月17日水曜日、午後1時30分からでございます。場所につきましては、浜坂町の多目的ホールの2階でございます。

3番目の協議事項でございますけども、そこに4つ掲げておりますけど、財産の取り扱いについて、条例・規則等の取り扱いについて、一部事務組合等の取り扱いについて、慣行の取り扱いについて、この4つの案件につきましては、専門部会の総務部会が所管しておる事項でございます。まだ協議中というんですか、これから協議をしなければなりませんけども、専門部会の中で比較的結論が得やすいだろうということで想定してここに掲げておるものでございます。これプラス、きょう継続になりました名称、庁舎位置の件につきましても次回の方で御提案申し上げたいというふうに思っています。以上でございます。

松元議長 ただいま説明いたしました、この件について御質問がありましたらどうぞありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、次期の開催日程については、さようのようにお願いしたいと思います。説明のとおりお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして今日の協議会を終わりたいと思いますが、最後に、閉会のあいさつを馬場副会長の方からお願いいたします。

馬場副会長 それでは、お礼のあいさつを申し上げたいと思います。

長時間にわたりまして慎重に審議いただきましてありがとうございました。委員各位の言葉に出てきてまいります、お互いに譲り合っていく、そのことがやはりベースになるであろうというふうに思っております。これから具体的に個々問題点もあろうかと思っておりますが、それを乗り越えていくのが、やはり合併の目指すべきものというふうに思っております。本日は大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

松元議長 御苦労さまでございました。これをもちまして閉会といたします。